

2026年2月17日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL 0120-753104

上場投資信託（ETF）の投資信託約款変更のお知らせ

当社は、本日、下記の通り、対象 ETF の投資信託約款（以下「約款」といいます。）を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象 ETF（括弧内は銘柄コード）]

NEXT FUNDS 日本成長株アクティブ上場投信(2083)

[変更の内容および理由]

投資家の利便性および運用状況等を勘案し、対象 ETF の約款に定められている信託を終了させる条件について、受益権の口数を 100 万口から 40 万口に変更します。

※詳細は、「新旧対照表」をご参照ください。

[約款変更と書面決議の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行いません。

[変更の日程]

2026年3月24日（火） 約款変更の届出日
2026年3月25日（水） 約款変更の適用日

[当該約款変更に係る新旧対照表]

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託契約の解約)</p> <p>第49条 <略></p> <p>② 委託者は、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権の口数が20営業日連続して<u>40万口</u>を下回った場合、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。</p> <p>③～⑥ <略></p>	<p>(信託契約の解約)</p> <p>第49条 <同左></p> <p>② 委託者は、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権の口数が20営業日連続して<u>100万口</u>を下回った場合、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。</p> <p>③～⑥ <同左></p>

以上